

「平成 30 年度消費者大学」開催に係る業務委託候補者の審査方法

1 目的

「平成 30 年度消費大学」開催に係る業務委託の公募型プロポーザル方式実施公告（以下「公募公告」という。）に基づいて応募があった提案を審査し、業務を委託する候補者（以下「委託候補者」という。）を選定する。

2 審査

(1) 書類審査

提出された企画提案書等の書類を審査する。

なお、一定数（概ね 5 者）を超える者から企画提案書の提出があった場合は、書類審査で、各審査委員の採点点数を合計し、合計得点の高い順に 5 者程度を選定し、その中からプレゼンテーション審査を実施する。

その際、合計得点が同点の者がある場合には、審査委員長の判断により同点者間の順位付けをする。

(2) プレゼンテーション審査

提出された企画提案書等の書類について、プレゼンテーション内容を参考に審査する。

3 審査の観点

公募公告第 6 の（6）に定める選定基準による。

4 審査の方法

(1) 採点方法

各審査委員は、「3 審査の観点」により、次の 3 つの項目について評価を行い採点する。

ア 項目 1【基本的な考え方】

「講座に対する考え方」「企画力」「体制」を評価する。（評価対象：【提案書】）

イ 項目 2【実施効果】

講座カリキュラムの組み方及び講師選定力を評価する。（評価対象：【講座カリキュラム（案）及び講師候補】）

ウ 項目 3【総合力】

【見積及び過去実績等】

提案者の信用力や業務遂行能力等の「総合力」を評価する。（評価対象：【添付書類】）

※「相手方が本委託業務を受注するに相応しい者かどうか」という総合的な観点から、添付書類の「経費見積書」「過去の業務実績書」「会社概要等」により評価する。

(2) 評価基準と配点

評価は、別添の審査表を用いて 5 段階で行い、「普通」を基本として、普通より優れているものは「良」、特別に優れていると判断できるものは「優」、さほど評価できないものは「可」、特別に評価できないものは「不可」とする。

配点は次のとおりとする。（1 提案者（1 審査委員）当たり：20 点満点）

項目	不可	可	普通	良	優
1 基本的な考え方	1	2	3	4	5
2 実施効果	2	4	6	8	10
3 総合力	1	2	3	4	5